

鹿追町地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、予算の範囲内において、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和5年1月13日環地域事発第2301131号。以下「国交付要綱」という。）第29条第1項に規定する間接補助金を地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金として交付することについて、国交付要綱、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、鹿追町補助金の交付等に関する規則（昭和59年鹿追町規則第4号）その他の法令及び関連通知に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、補助の対象とする事業（以下「補助対象事業」という）は、当該年度に実施する次の各号のいずれかの事業とし、別表第1に定める要件に適合したものをいう。

(1) 太陽光発電設備・蓄電池・エネルギーマネジメントシステム

※一般住宅対象の場合は、原則太陽光発電設備、蓄電池及びエネルギーマネジメントシステムを合わせて導入する事業を対象とする。

※事業者対象の場合は、原則太陽光発電設備及びエネルギーマネジメントシステムを合わせて導入する事業を対象とする。

※太陽光発電設備は、ソーラーカーポートを含むものとする。

(2) 高効率給湯器

※これまで使用していた従来型の給湯器を入れ換える事業を対象とする。

(3) 太陽熱利用設備

(4) 既存住宅の断熱改修

2 「一般住宅対象」とは、個人が常時居住する住宅であり、かつ、居住のみを目的として建築された専用住宅又はその所有者及び使用者を対象とすることをいう。

3 「事業者対象」とは、「アパート」や「マンション」（大家・管理会社等の貸主）、「事務所」、「店舗」、「工場」、「研究所」及び「畜舎」等、前項以外の建物又はその所有者及び使用者を対象とすることをいう。なお、その建物に一般住宅を併用又は兼用する場合もこの対象とする。

(一般住宅対象の補助金交付対象者)

第3条 本町内の住宅等（自己が居住する住宅等に限る。以下この項において同じ。）に対象設備を新設し、又は対象設備の設置された住宅を購入する場合は、新規に対象設備を設置する場合に限る。また、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 本町内に住所を有する者（第13条に規定する実績報告書を提出するときまでに本町に転入する者を含む。）であること。

(2) 設置者が本町の徴収する税又は料（前号の括弧書きにあたる者は、現に住所を有する市町村税）を滞納していないこと。

(3) 自己が所有しない住宅等に対象設備を設置する場合にあっては、鹿追町地域脱炭素移行・再

エネ推進重点対策加速化事業補助金交付対象設備設置承諾書（別記第4号様式）により当該住宅等の所有者の承諾を得ていること。なお、当該住宅に居住する者が申請者であること。

(4) 鹿追町暴力団排除条例（平成24年鹿追町条例第28号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）に該当する者及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者でないこと。

(事業者対象の補助金交付対象者)

第4条 本町内の事業所等に対象設備を新設し、又は対象設備の設置された事業所等を購入する場合は、新規に対象設備を設置する場合に限る。また、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 設置者が本町の徴収する税又は料を滞納していないこと、また、鹿追町以外の者は、現に住所を有する市町村税又は料を滞納していないこと。

(2) 自己が所有しない事業所等に対象設備を設置する場合にあつては、当該事業所等の所有者の承諾を得ていること。なお、事業実施者が補助対象者であること。

(補助対象経費)

第5条 補助対象となる経費は、別表第2に掲げる費用とする。

(補助金の額)

第6条 この補助金の額は、別表第2に定める額とする。

(交付申請期間)

第7条 補助金の交付申請期間は、当該年度の2月第1金曜日までの間とする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、鹿追町地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に別表第3に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 補助金等の申請を事業者委任しようとする申請者は、町長に対し、委任状（別記第2号様式）を提出しなければならない。

(交付決定)

第9条 町長は、前条の規定による補助金の交付申請があつたときは、その内容を審査し、補助金交付の可否について、鹿追町地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付決定通知書（別記第5号様式）により、申請者に対して通知するものとする。

(事前着手)

第10条 補助金の交付決定前に補助対象事業を実施した場合は、補助金の交付を受けることはできない。ただし、やむを得ない事由により、補助金の交付決定前に補助対象事業（契約・発注行為）を実施しようとする場合において、事前着手届（別記第6号様式）を町長に提出したときは、この限りでない。

(変更等の承認申請)

第11条 本補助事業の内容又は本補助事業に要する経費を変更する場合には、あらかじめ

鹿追町地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金変更等承認申請書（別記第7号様式）を町長に提出し、承認を受けるものとする。変更承認申請期間は当該年度の2月第1金曜日とする。

- 2 本補助事業が実績報告の期限までに完了の見込がない場合においては、あらかじめ鹿追町地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金繰越承認申請書（別記第8号様式）を町長に提出し、承認を受けるものとする。繰越申請期間は当該年度の12月第1金曜日とする。承認を受けた事業は、事業申請時の事業完了予定年度の翌年度の実績報告期限までには事業を完了するものとする。
- 3 本補助事業を中止する場合においては、鹿追町地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金中止承認申請書（別記第9号様式）を提出し、承認を受けるものとする。中止承認申請期間は当該年度の3月第1金曜日とする。
- 4 軽微な変更については前項の限りではなく、鹿追町と協議の上、決定を行うものとする。
- 5 第2項の申請書を町長に提出し、承認を受けた者については補助金を概算払いすることはできない。
- 6 既に補助金の概算払いを受領していた申請者が、第2項の申請を行い承認を受ける場合は、町に概算払いされた補助金の全額を返納しなければならない。

（変更等の承認）

第12条 町長は、前条の規定による申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、鹿追町地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金変更等承認書（別記第10号様式）により、申請者にその内容を通知するものとする。

（実績報告）

第13条 補助金の交付決定を受けた者は、対象設備の支払い又は工事完了から30日以内、または各年度の3月第1金曜日のいずれか早い日までに、鹿追町地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金実績報告書（別記第11号様式）に別表4に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- 2 第1項の報告書が期限までに提出できないときは、申請者は町に補助金の全額を返納しなければならない。
- 3 第1項の報告書が提出された際、申請者及び代理申請者の責めに帰すべき事由がなく、別表4に掲げる書類に不足が認められた場合、鹿追町と協議の上、町長が特に必要と認めたときはこの限りではない。

（補助金の額の確定）

第14条 町長は、前条の規定により報告書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、補助金の交付額を確定しなければならない。

- 2 町長は、前条の確定をしたときは、鹿追町地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付額確定通知書（別記第12号様式）により補助金の交付決定を受けた者に通知の上、補助金を交付するものとする。

(補助金の支払い)

第15条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、支払うものとする。ただし、補助金の交付決定後に町が認めた場合に限り、概算払いをすることができる。

2 前項の規定のただし書きにより補助金の支払を受けようとするときは、様式による補助金概算払請求書(別記第13号様式)を町長に提出しなければならない。

尚、補助金の支払を町に委任する場合は、補助金支払委任状(別記第13号様式-1)を町長に提出しなければならない。

3 重点対策加速化補助金は、国の二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金)の交付要綱等(重点対策加速化事業に係るもの)に基づき交付することとする。

(協力)

第16条 町長は、補助金の交付決定を受けた者及び交付を受けた者に対し、次に掲げる事項について協力を求めることができる。

(1) 発電量や二酸化炭素削減量等に関するアンケート

(2) その他町が進めるゼロカーボン推進施策に関する協力を依頼する事項

(3) 今後、国等から各種データの追加要請がある場合に協力を依頼する事項

2 申請者は、前項の調査について、町長から協力を要請された場合は、これに応じ、必要な書類を提出しなければならない。

(交付決定の取消)

第17条 町長は、補助金の交付決定後に申請者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) この要綱の規定及び手引き記載の諸条件に違反したとき。

(2) 提出書類に虚偽の事実を記載し、又は補助金の申請に関し、不正な行為があったとき。

(財産処分の制限)

第18条 補助金の交付を受けた者は、補助事業等により取得した設備を搭載した住宅及び断熱改修を行った住宅、又は補助事業等により取得した設備を搭載した事業所等を鹿追町地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金財産処分承認申請書(別記第14号様式)による町長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し(廃棄を含む)又は担保に供してはならない。ただし、補助金の交付を受けた者が鹿追町地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金返納申出書(別記第15号様式)を町長に提出し、補助金の全部に相当する金額を町に納付した場合又は補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して町長が別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

第19条 町長は、前条の規定による財産処分承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、その結果を鹿追町地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金財産処分審査

結果通知書（別記第16号様式）により、申請者に対して通知するものとする。

- 2 町長は、前条ただし書きの補助金返納の申出があったときは、財産処分に係る鹿追町地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金返納期限等通知書（別記第17号様式）により、申出者に対して通知するものとする。
- 3 前項の返還を命ずる場合であって、適正化法第17条第1項に基づく交付の決定の取消しである場合には、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 前項の交付金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助対象期間終了後の廃棄）

第20条 補助対象期間（対象設備の耐用年数）を経過した後の対象設備の廃棄等については、補助金の交付を受けた者や当該物件の所有者等が、自ら責任を持ち適切に処分を行わなければならない。

- 2 補助金の交付を受けた者や当該物件の所有者等は、10kW以上の太陽光発電設備等の解体・撤去等にかかる廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。
- 3 補助金の交付を受けた者や当該物件の所有者等は、10kW未満の太陽光発電設備の場合、「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）第5節で述べられているとおり、必要な経費を見込んだ事業計画を策定するように努めつつ、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。
- 4 蓄電池については、必要な経費を見込んだ事業計画を策定するように努めること。使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記されていること、又は蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池分の添付書類に明記されており、これらに準じた適切な廃棄・リサイクルを実施すること。

（関係書類の保管）

第21条 補助金の交付を受けた者は、交付金について経理を明らかにする関係書類を、事業終了年度の翌年度から起算して5年間又は取得財産等について第18条で定める処分制限期間を経過しない場合においては保存しなければならない。

附則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和7年4月15日から施行する。